

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター（以下「財団」という。）の定款第13条、第27条第1項及び第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とし、職務に従事する者をいう。
- (3) 常勤等理事とは、常勤理事のほか、常勤理事以外の理事で定期的に財団の職務に従事する者を含めたものをいう。
- (4) 非常勤理事とは、常勤等理事以外の理事をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行にともない発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 常勤等理事の報酬は、月額をもって支給する。
- 3 非常勤理事、監事及び評議員（以下「非常勤役員等」という。）の報酬は、必要のつど定額を支給する。
- 4 常勤等理事の退職に当たっては、第7条の規定に基づき、退職金を支給する。

(常勤等理事の報酬の額の決定)

第4条 常勤等理事の報酬の額は、別表（役員報酬表）に掲げる報酬月額範囲内で、その職位に応じて従事日数等を勘案して、理事会の決議を経て理事長が定める。

(非常勤役員等の報酬の額)

- 第5条 非常勤理事の報酬の額は、理事会及び評議員会への出席1回につき3万円とする。
- 2 監事の報酬の額は、理事会及び評議員会への出席1回につき3万円とするほか、監査の実施1回につき3万円とする。
 - 3 評議員の報酬の額は、評議員会への出席1回につき3万円とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤等理事の報酬は、その月の1日より末日までの分を1月分とし、その月の20日に支払う。ただし、その日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に支給する。

2 非常勤役員等の報酬は、支払うべき事由の発生した日が属する月の翌月の月末までに支払うものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた残額を、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給する。

(退職金)

第7条 退職金は、1年以上在職した常勤等理事が退職したときに支給する。ただし、常勤等理事が定款第26条第1項第1号に規定する事由により解任されたときは支給しない。

2 退職金の額は、在職期間中における報酬月額が同一である期間毎に、当該報酬月額の100分の12.5に相当する金額に当該在職期間の月数を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

3 常勤等理事が死亡により退職した場合には、退職金をその法定相続人に支給する。

(福利厚生費)

第8条 削除

(講師、委員及び原稿執筆謝金)

第9条 財団は、非常勤役員等に対し、講習会の講師、各種委員会等の委員を委嘱したとき又は原稿執筆を依頼したときは、第3条の規定にかかわらず、財団の謝金、原稿料に関する関係規程に基づき謝金を支給することができる。

(費用)

第10条 財団は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 財団は、常勤等理事に対し、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

(公表)

第11条 財団は、この基準をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この基準の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第13条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附則（平成24年4月1日）

この基準は、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの設立の登記の日から施行する。

附則

この基準は、令和元年6月24日から施行する。

別表（役員報酬表）

理事長	月額 1,660千円以内
副理事長	月額 1,440千円以内
専務理事	月額 1,320千円以内
常務理事	月額 1,230千円以内